

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制

食育は、健康づくりや教育、食文化の継承、地産地消など多岐の分野にわたるため、それぞれの主体が連携して食育を推進していく必要があります。

食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、本市では「島原市食育推進会議」と「食育推進幹事会」を設置し、保育所、認定こども園、学校、農業協同組合、漁業協同組合、医師会、歯科医師会、栄養士会、食生活改善推進員協議会、婦人会等と県及び本市が連携して計画を推進していきます。

食育推進幹事会において、計画に掲げる施策の進捗状況の把握を行い、その結果を島原市食育推進会議へ報告します。

食育推進会議では、計画の推進状況を管理し、計画の効果や成果等の評価も併せて行い、会議終了後は市民へ公表するとともに、その評価をもとに次年度以降の計画の推進に反映させていきます。

豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら



島原市における食育推進計画の策定及び推進体制

基本理念 豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら

基本方針

- し・・・生涯食育社会の構築
- ま・・・孫に伝えよう！郷土の料理、家庭の味
- ば・・・バランスのよい食事で生活習慣病予防
- ら・・・ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進
- ぐ・・・ぐるとつなぐ「食育の環」生産から食卓までの一貫した食育体験活動の充実
- ぞ・・・増幅しよう食の安全・安心への意識
- う・・・海の幸、山の幸、しまばらの食を広めよう
- に・・・にっこりと食卓を囲んで家庭の団らん

基本施策

1. 地域・学校・行政・その他関係機関による食育の推進
2. 郷土料理や地域の食文化の伝承
3. 生活習慣病予防のための食育の推進
4. ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進
5. 「食」の循環や環境に配慮した食育の推進
6. 食の安全・安心のための食育の推進
7. 生産者と消費者の交流の促進と地産地消の推進
8. 共食の推進

市民・農業、
漁業関係者（団体）、
食品関連事業

連携

連携

島原市食育推進会議

学識経験者、食育に関して知識と経験を有する者、その他市長が必要と認める者

- 食育推進計画の策定
- 食育推進に係る重要事項の審議
- 食育推進計画の進行管理

島原市食育推進計画検討委員会（策定時のみ）

食育推進に係る機関・団体の実務者

- 食育推進計画の素案の検討及び作成

島原市食育推進幹事会

福祉保健部長および食育推進に関わる関係各課長等

- 食育推進計画の施策の検討
- 食育推進計画の関連施策の進捗管理

食育推進担当者会議

食育推進に係る実務者からなる市の内部組織

- 食育推進計画に掲げる取り組みの立案・実施
- 食育の施策に係る具体的な取り組みの企画及び実施